

各 論 資 料

PART 1 位置付けについて

PART 2 対象者及び給付要件について

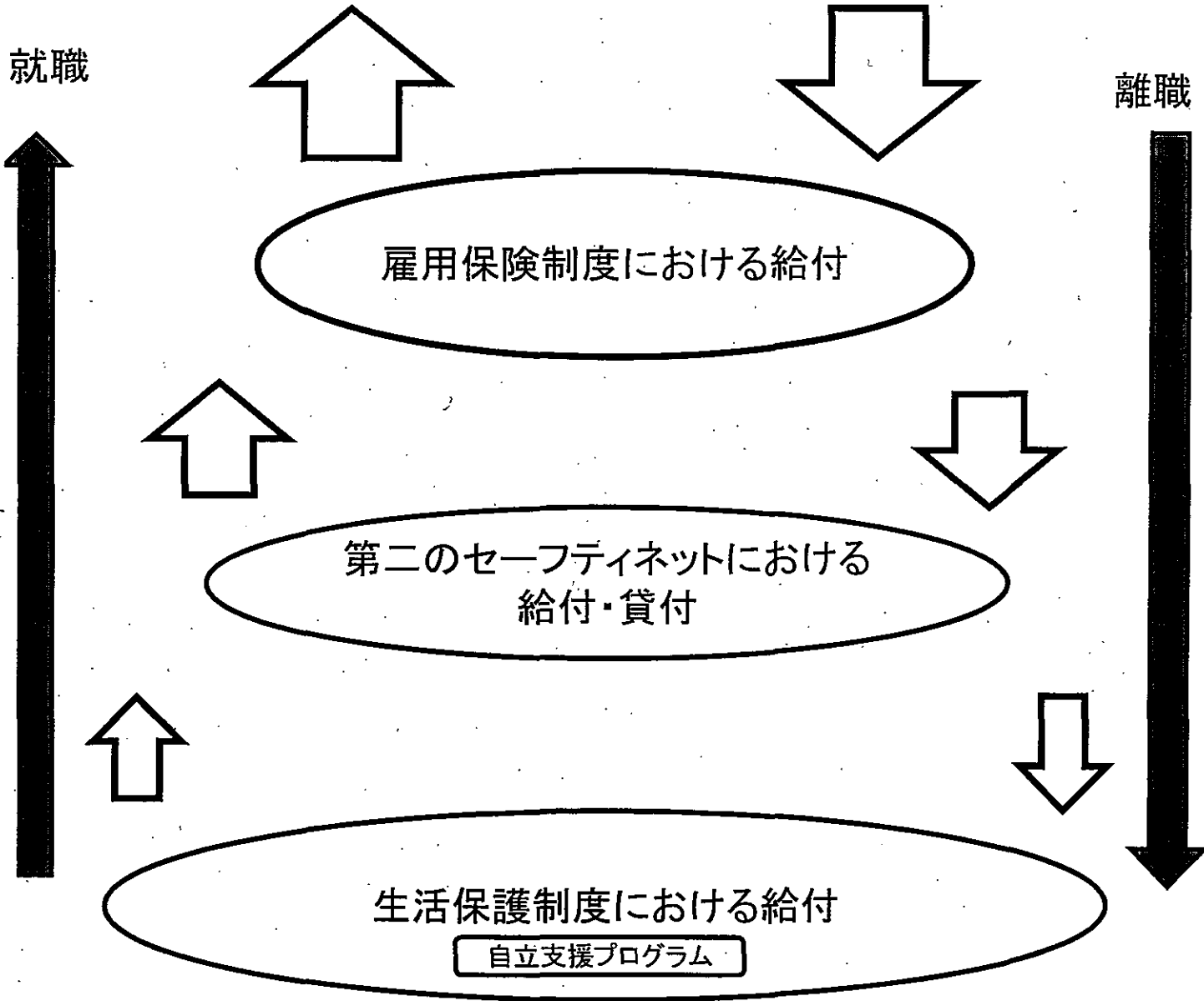
PART 3 給付額について

<PART 1 : 位置付けについて>

失業者に対するセーフティネットについて
イメージ図

失業者に対するセーフティネットとして第二のセーフティネットを構築することが必要。

労働市場
(正規労働者、非正規労働者、自営業者等)



雇用保険と緊急人材育成支援事業、生活保護の比較について

	雇用保険	緊急人材育成支援事業	生活保護
給付の目的	労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に、労働力の維持・保全の観点から、求職活動中の生活の安定を支援する手当を支給することにより、その再就職を促進する。	雇用保険を受給できない者等が、安心して訓練を受講することができるよう、訓練期間中の生活を支援する手当を給付することにより、その就職を促進する。	資産・能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する方に対し、年齢、所在地、世帯構成等を考慮した上で必要な給付を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、その自立を助長する。
給付金等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者給付 ・就職促進給付 ・教育訓練給付 ・雇用継続給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・生活支援給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助 ・住宅扶助 ・教育扶助 ・介護扶助 ・医療扶助 ・出産扶助 ・生業扶助 ・葬祭扶助 <p>※これらの扶助基準から算出した最低生活費と収入を比較し、その不足する額を保護費として支給</p> <p>※介護扶助、医療扶助は、原則現物給付</p>
対象者	<p>適用要件 週所定労働時間 20 時間以上、31 日以上の雇用見込み</p> <p>受給資格要件 離職の日以前2年間に被保険者であった期間が12月以上あること（倒産・解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者であった期間6月以上あること）</p>	<p>対象者 雇用保険を受給できない者 （雇用保険の受給資格がない者、雇用保険の受給終了者、自営廃業者等）</p> <p>所得要件 ・主たる生計者であること ・本人年収200万円以下かつ世帯全体でも300万円以下</p> <p>資産要件 ・世帯全員の金融資産が800万円以下 ・居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと</p>	<p>資産、能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する方</p>
給付額	<p>【離職前賃金を基準として一定割合を支給】</p> <p>基本手当日額 1,640～7,685 円</p> <p>所定給付日数 90～330 日</p>	<p>【定額】</p> <p>給付額 月額 10 万円（被扶養者がいる場合は月額 12 万円）</p> <p>給付期間 2 年を上限</p>	<p>【年齢、所在地、世帯構成等を考慮して必要な額を支給】</p> <p><生活扶助基準額の例（東京都区部等：平成 22 年度）></p> <p>3人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）の場合 月額 175,170 円</p> <p>単身世帯（30 歳）の場合 月額 84,990 円</p> <p>※児童養育加算を含む水準。なお、上記額に加えて、住宅扶助、医療扶助等が必要に応じ給付される。</p>
財源	雇用保険料（失業等給付分） ※一部国庫負担あり	「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）	一般会計 （国が4分の3、地方自治体が4分の1を負担）

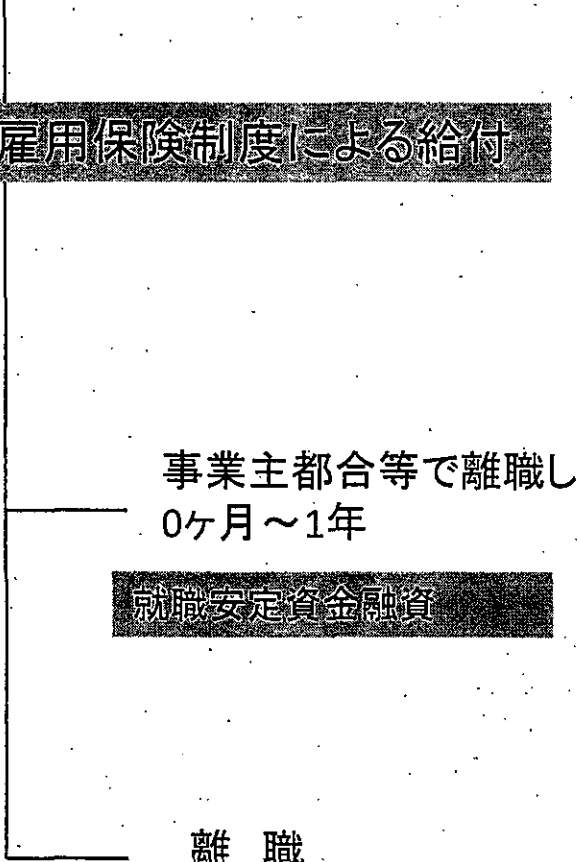
現在の第二のセーフティネットについて

住宅がなく
雇用保険受給資格のある
離職者の方

住宅がなく
雇用保険受給資格のない
離職者の方

住宅があり
雇用保険受給資格のない
離職者の方

雇用保険制度による給付

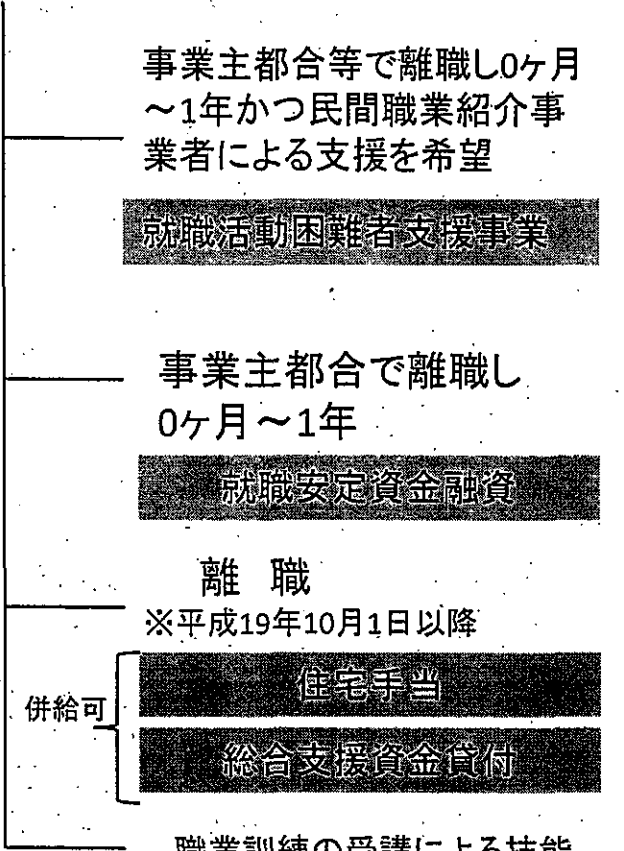


事業主都合等で離職し
0ヶ月～1年

就職安定資金融資

離職
※平成19年10月1日以降

住宅手当



事業主都合等で離職し0ヶ月
～1年かつ民間職業紹介事
業者による支援を希望

就職活動困難者支援事業

事業主都合で離職し
0ヶ月～1年

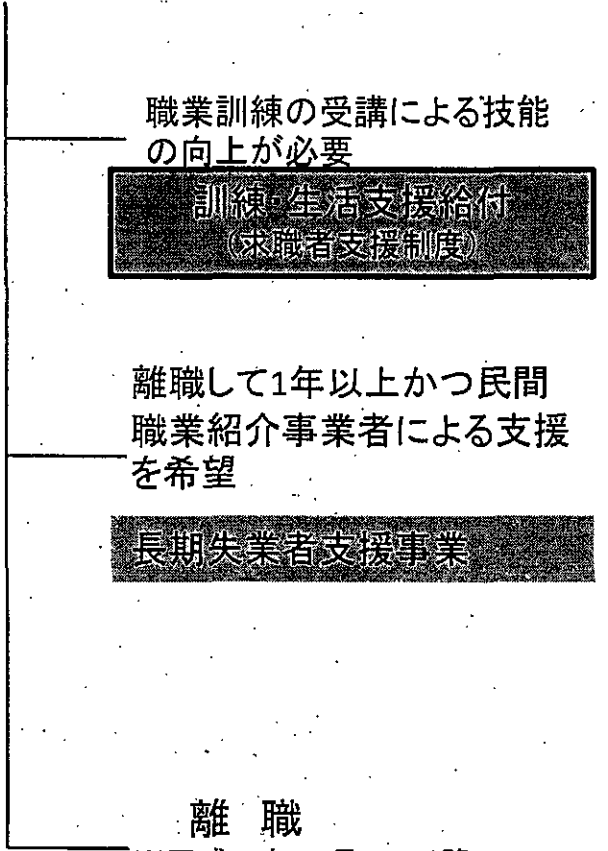
就職安定資金融資

離職
※平成19年10月1日以降

併給可
住宅手当
総合支援資金貸付

職業訓練の受講による技能
の向上が必要

**訓練・生活支援給付
(求職者支援制度)**



職業訓練の受講による技能
の向上が必要

**訓練・生活支援給付
(求職者支援制度)**

離職して1年以上かつ民間
職業紹介事業者による支援
を希望

長期失業者支援事業

離職
※平成19年10月1日以降

併給可
住宅手当
総合支援資金貸付

※この他、臨時特例つなぎ融資資金事業等がある。

離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※目を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、**目**住宅手当と**目**総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を大まかに表したものです



住宅入居の支援



家賃の支援



生活費の支援



就職の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した方に対する、住宅入居初期費用等の貸付。

お問い合わせ先

ハローワーク



貸付



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限月額**6万円×6ヶ月**
- ③常用就職活動費…… 上限月額**15万円×6回**
- ④就職身元保証料…… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をし、その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ届け出た場合、貸付額の返済が一部免除されます。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合等（「解雇」、「雇止め」、「勤奨退職など事業主の働きかけ等による自己都合離職（雇用保険の「特定受給資格者」に限る）」）による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方（離職後離婚等により主たる生計維持者となった者を含む）
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方（具体的にはハローワークに求職申し込みをし、月1回以上定期的職業相談を受け、常用就職に向けた就職活動を熱心に行うこと）
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦貸付られた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。

お問い合わせ先

地方自治体



給付



給付

支援の概要

支給額

賃貸住宅の家賃額

※地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

例：月**53,700円**

（東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合）

支給期間

原則6ヶ月

一定の条件の下、最大9ヶ月受給可能

次の要件全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
 - ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
 - ③離職前に主たる生計維持者であった方（離職後離婚等により主たる生計維持者となっている場合も含む）
 - ④申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
 - 単身世帯 : 8.4万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
 - 2人世帯 : 17.2万円以内
 - 3人以上世帯 : 17.2万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
 - ⑤申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
 - 単身世帯 : 50万円 複数世帯 : 100万円
 - ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方
- ※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。

C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



支援の概要

貸付額

①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額**20万円**
単身世帯…………… 上限月額**15万円**
(最長1年間)

②住宅入居費…………… 上限**40万円** (敷金・礼金等)

③一時生活再建費… 上限**60万円**

連帯保証人 原則必要

利子

無利子
連帯保証人を立てない場合は
利子年1.5%

次の要件全てに該当する世帯を指す方(世帯主が世帯員)の方

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先
ハローワーク



給付(+貸付)

支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 単身者の方……………月額**10万円**
被扶養者のいる方…月額**12万円**

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額**5万円**
被扶養者のいる方: 上限月額**8万円**

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。

支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護)又は公的貸付制度(☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク



事業主都合等離職に伴い住居を喪失した方に対する、
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。

支援の概要

支援期間 3ヶ月

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)
「生活・就職活動費」(月額10万円×最長3回)の支給など住居・生活支援
- ・就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①倒産・解雇等又は期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと(その者が更新を希望した場合に限る)による離職をし、その離職後1年以内である方
 - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
 - ③雇用保険の受給資格がない方
 - ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
 - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

長期失業者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク



長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
(生活費等の資金の貸付も可能)。

支援の概要

支援期間 6ヶ月
四半期に1回(5月、7月、10月、1月)開始予定

- 支援内容
- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
 - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
 - ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限月額15万円×6回)

※実施していない都道府県もあります。
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ⑧平成21年度以降、本事業による支援を受けていない方

※貸付を希望しない方の場合、④～⑥は問いません。
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。

<PART 2 : 対象者及び給付要件について>

緊急人材育成支援事業における対象者

()内は22年度目標受講者数

公共職業訓練
(22万人)

基金訓練(15万人)

訓練開始予定の目において、次のいずれにも該当する者

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適当と判断され、キャリア・コンサルティングを経て安定所長による受講勧奨を受けた者
- ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者
- ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者
- ⑤ 従前に受講した基金訓練又は公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする基金訓練の期間が合計して24ヶ月を超えない者

※ 基金訓練は、制度の趣旨上、雇用保険を受給できない求職者に対して職業訓練機会を提供するために実施するものであるため、雇用保険受給資格者については、原則として対象としない。ただし、例外として、職業能力、求職条件等にかんがみて、公共職業訓練には受講可能なコースがない場合であって、公共職業訓練よりも基金訓練の受講が適切と判断される場合には、基金訓練の対象者として差し支えないものとしている。

訓練・生活支援給付

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者(※1)
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

※1 8割以上の出席が必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

ハローワーク来所者の求職活動に関する
アンケート調査（抄）
（対象者及び給付要件関係）

「求職活動に関する調査」

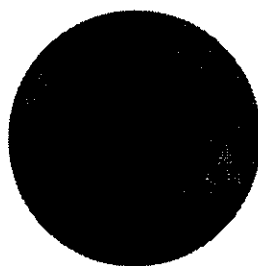
(雇用保険受給者、65歳以上の者、
在職者を除く)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

※ 有効回答数4279票のうち、問2の11(65歳～)、問4の1(在職中)、問4の5(失業中(雇用保険受給中(待機中を含む)))、問4の6(失業中(雇用保険に加入し、受給可能だが自分の意思により未受給)を選択しなかった1448票について、回答内容を抽出し集計。

問1 あなたの性別は

ハローワークに来所した求職者の内訳は、男性が61.8%、
女性が38.2%。

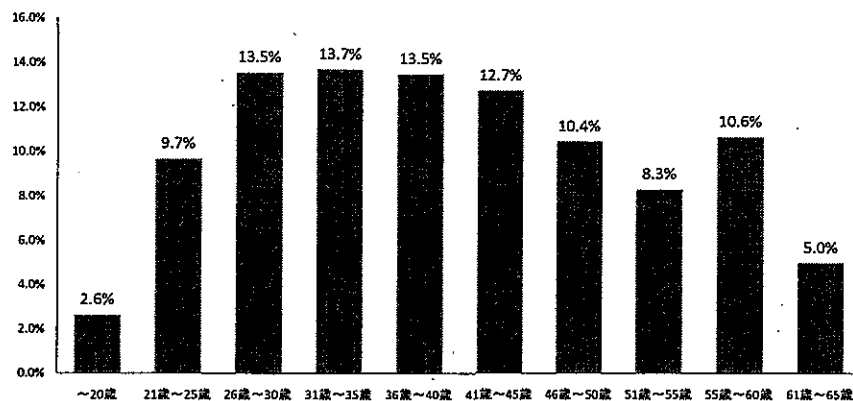


N=1448

出所：厚生労働省調べ(平成21年)

問2 あなたの現在の年齢は

ハローワークに来所した求職者のうち最も多かったのは、
31歳～35歳で13.7%。

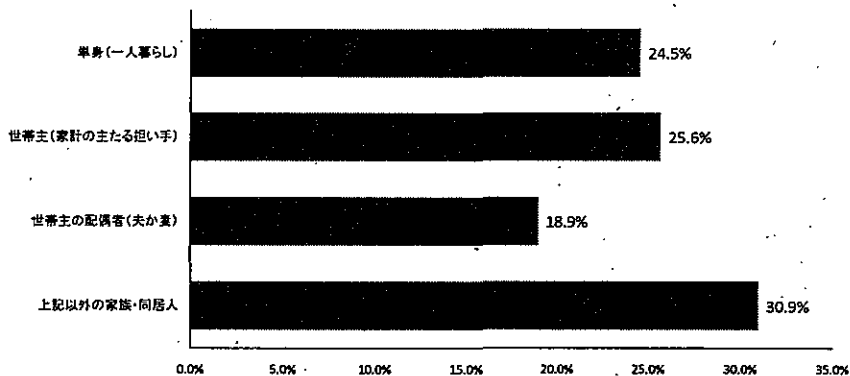


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問3 家族構成におけるあなたの現在の状況は

ハローワークに来所した求職者のうち、最も多かったのは、
上記以外の家族・同居人で30.9%。

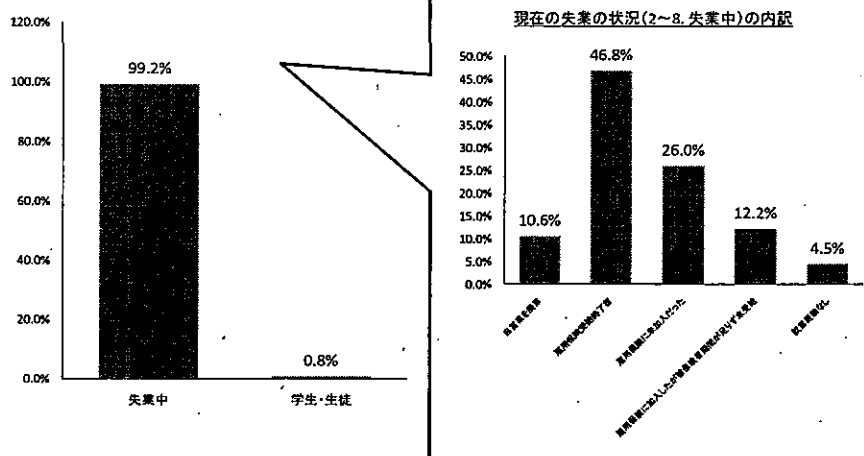


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問4 あなたの現在の状況は。

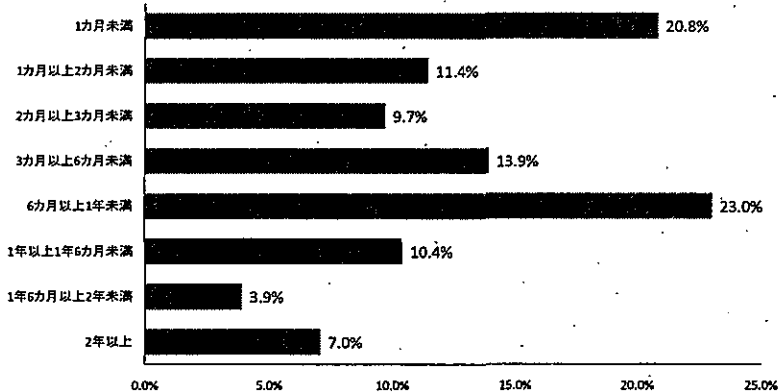
ハローワークに来所する求職者のうち失業中の者は99.2%。
そのうち、雇用保険受給終了者は46.8%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年) N=1448

問5 前職を離職した後どの程度の期間仕事を探していますか

ハローワークに来所する求職者のうち最も多かったのは、求職活動期間が6か月以上1年未満の者で23%。なお、1年以上続けている者は21.3%。

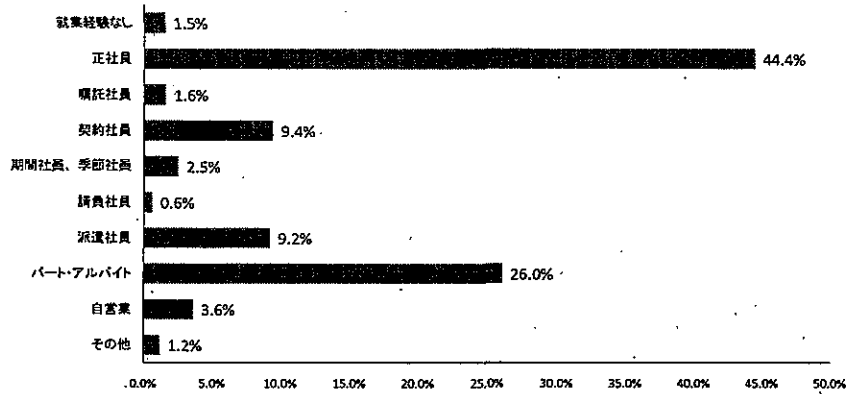


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問7 離職前の直近の仕事の雇用形態は

ハローワークに来所する求職者のうち直近の離職前の雇用形態が正社員だった者は44.4%、非正規社員だった者は49.3%、自営業だった者は3.6%。

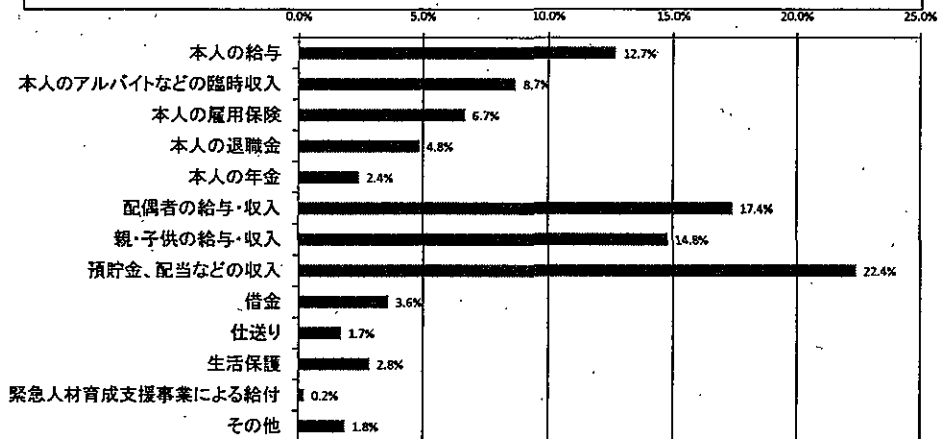


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問11 現在、ご自身あるいはご家族も含めた生活費を、どのような収入でまかなっていますか。(複数回答)

最も多かったのは預貯金、配当などの収入と回答した者で22.4%、次に多かったのは配偶者の給与・収入と回答した者で17.4%。



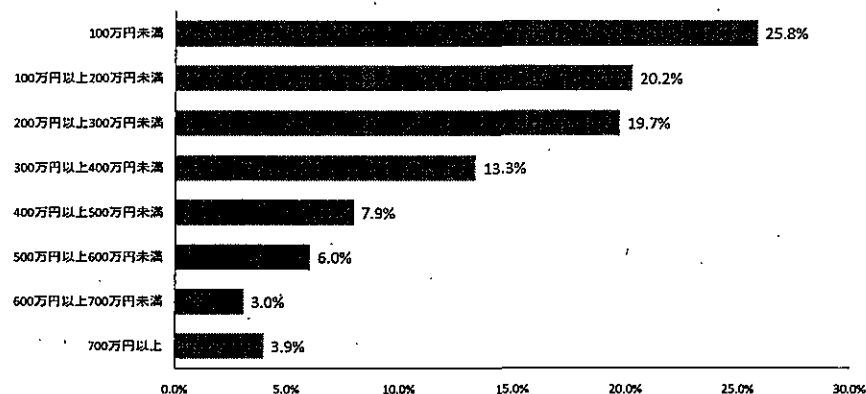
出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問12 家計を共にする家族全体でみた1年間のボーナスを含めた現在の年収総額(税込)は

ハローワークに来所する求職者のうち、年間の世帯年収が最も多かったのは100万円未満の者で25.8%。

なお、現行の緊急人材育成支援事業で給付要件となっている世帯年収が300万円未満の者は65.7%。



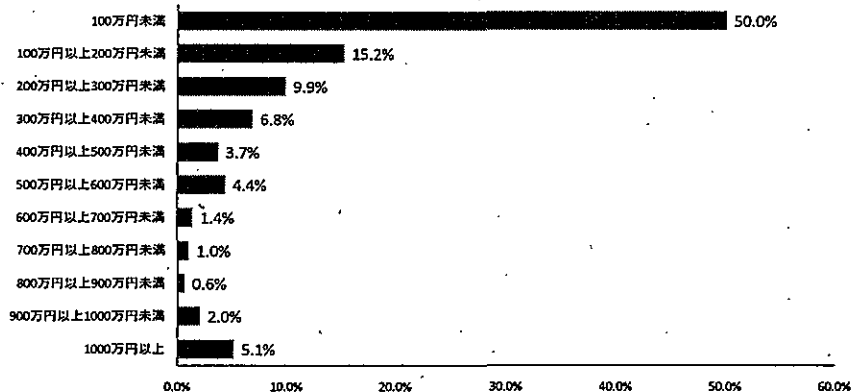
出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問13 家計全体の現在の資産(預貯金、債券、株式及び投資信託)はどの程度ですか

ハローワークに来所する求職者のうち、世帯の金融資産が最も多かったのは100万円未満の者で50.0%。

なお、現行の緊急人材育成支援事業で給付要件となっている世帯の金融資産が800万円未満の者は92.4%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

基金訓練受講者向けアンケート調査（抄）

（対象者及び給付要件関係）

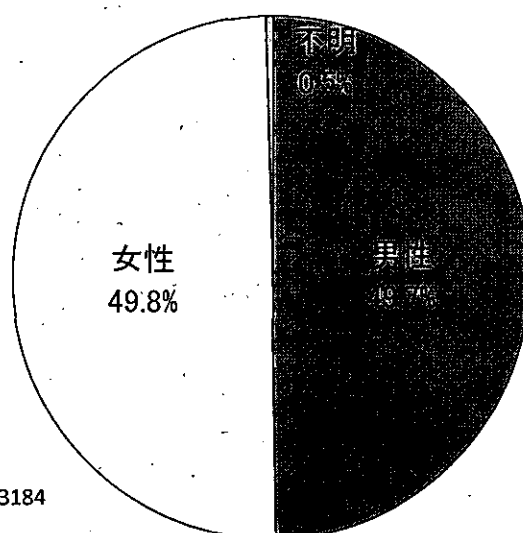
基金訓練受講者の属性等について (雇用保険非受給者)^(※)

注:基金訓練受講者に対する調査であるため、訓練・生活支援給付を受けている者と受けていない者の双方が存在する。

※ 有効回答数3625票のうち、問16(生活費の収入源)の選択肢中「3」(本人の雇用保険)を選択しなかった3184票(約9割)について、回答内容を抽出し「雇用保険非受給者」として集計。

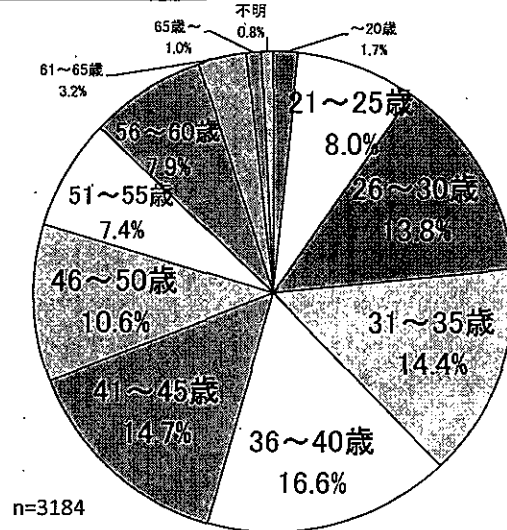
(1)あなたの性別は

→ 男女比はほぼ同程度である。



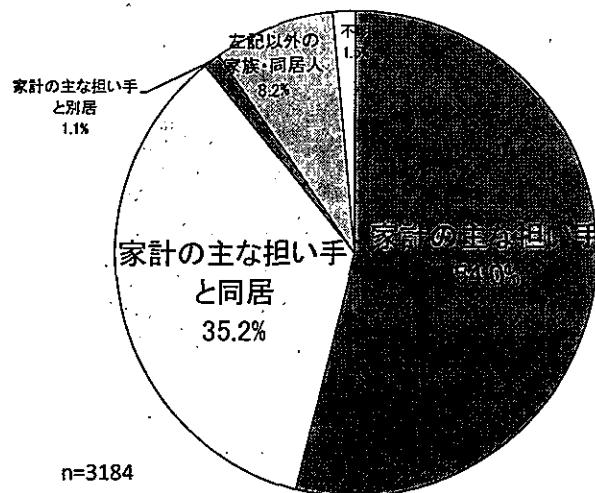
(2) あなたの現在の年齢は

→ 20歳代、30歳代、40歳代と回答した者がそれぞれ2~3割を占めている。



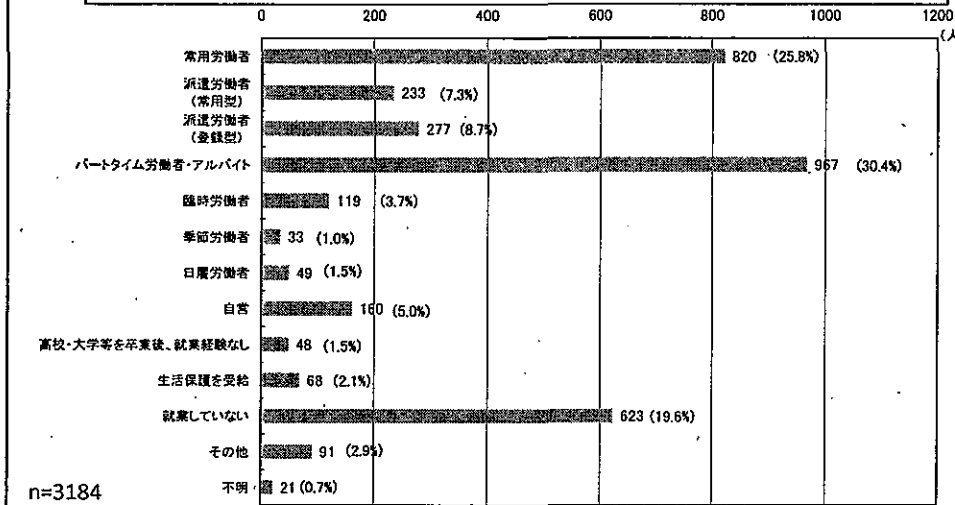
(4) 家計に関するあなたの現在の状況は

→ 「家計の主な担い手である」と回答した者が過半数を占める。



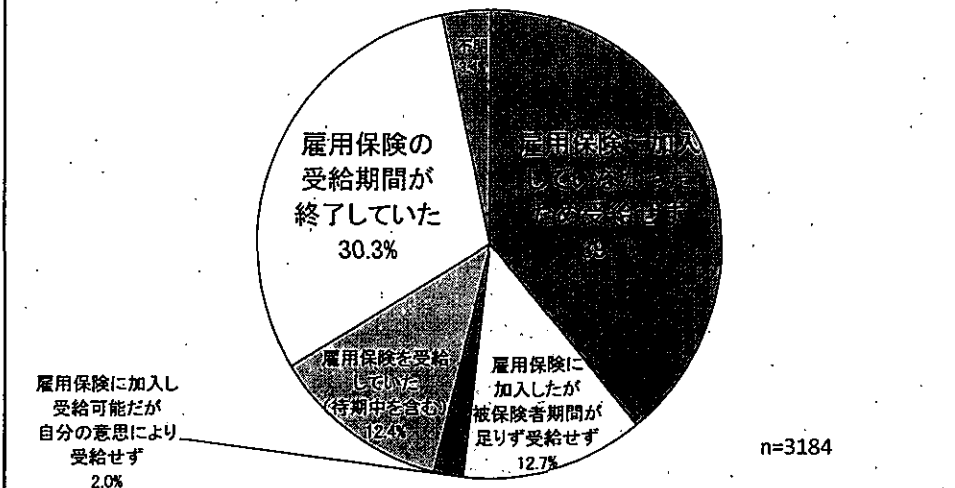
(6) あなたの訓練受講前の直近の就業・生活形態は
(複数回答)

→ 「常用労働者であった」と回答した者は約26%であり、派遣労働者やパートタイム・アルバイト等の非正規労働者であったと回答した者が約53%を占める。



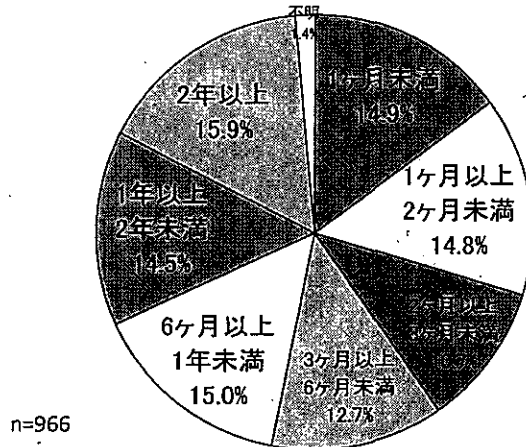
(10) 訓練申込時の雇用保険受給状況は

→ 雇用保険に加入していなかったり、加入していても被保険者期間が足りずに受給資格が得られなかったりしたケースが約5割、雇用保険の受給期間が終了していたり、訓練の途中で終了したりしたケースが約4割。



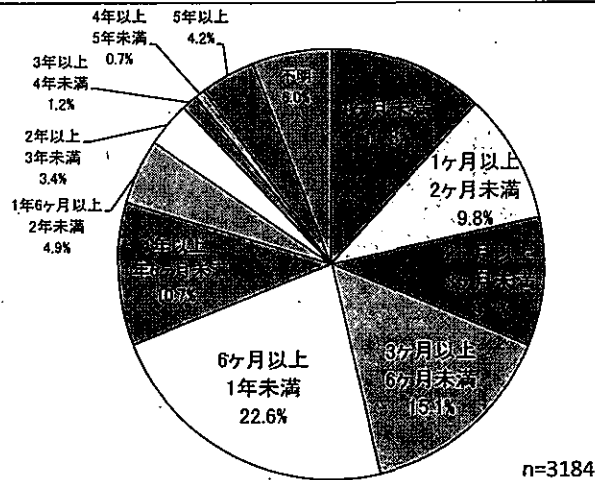
(付問1)雇用保険の受給期間が終わって、どのくらい経過していますか

→「雇用保険の受給期間が終了していた」と回答した者のうち、約5割あまりが受給期間終了後6カ月未満である一方、1年以上経過している者も約3割に上る。



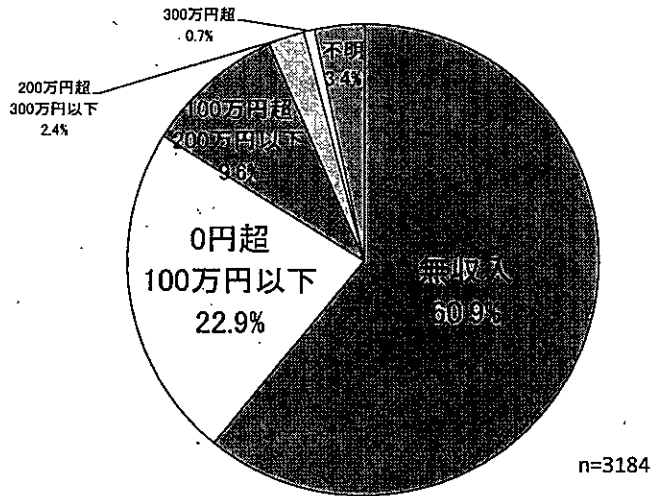
(11)前職を離職した後、どの程度の期間仕事を探していますか

→「前職の離職後6ヶ月未満」の者が約5割を占める一方で、1年以上の長期失業者も3割近くを占めている。



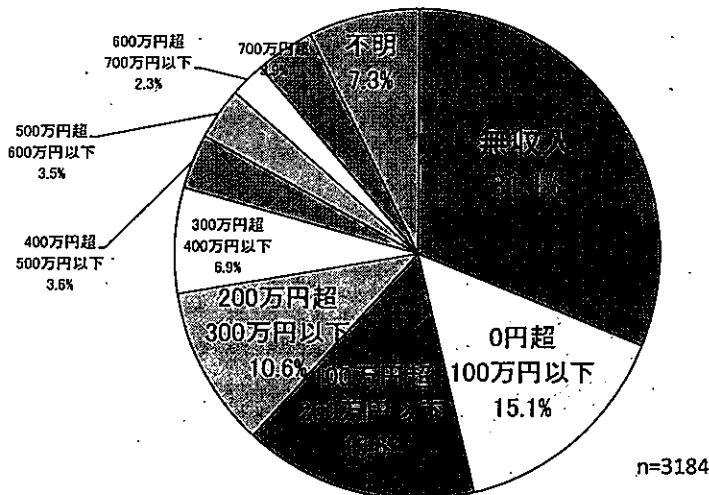
(14)ご自身の現在の収入総額は、年間換算してどの程度ですか(訓練・生活支援給付は除く)

→ 無収入(約6割)を含め、年収が200万円以下と回答した者は9割以上に上る。



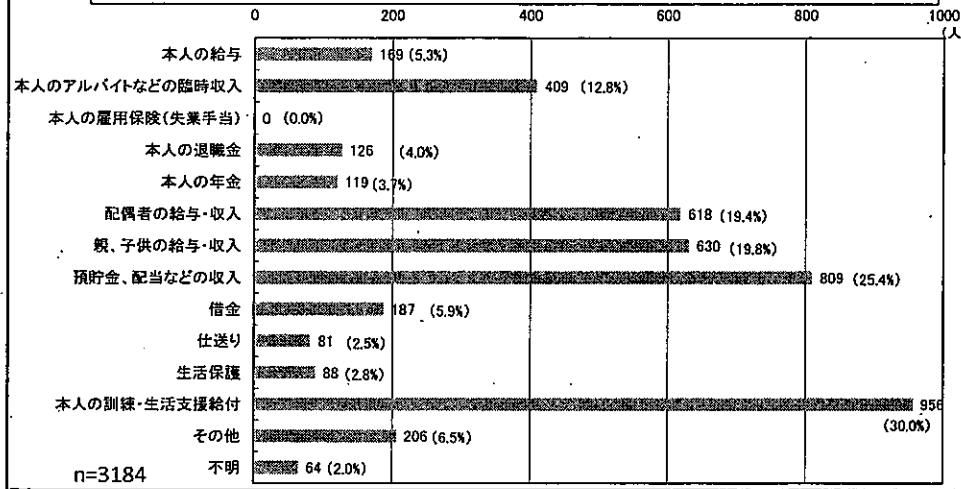
(15) 現在、家計を共にする家族全体でみた1年間のボーナスを含めた現在の年収総額はどの程度ですか

→ 無収入(約3割)を含め、家計全体で年収300万円以下であると回答した者が7割以上を占める。



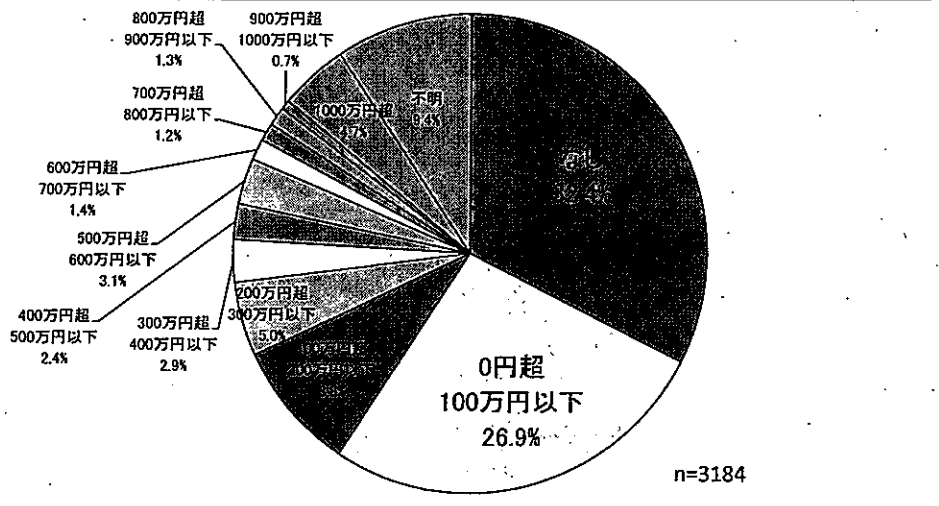
(16) 現在、ご自身あるいはご家族も含めた生活費を、どのような収入でまかっていますか(複数回答)

→ 「本人の訓練・生活支援給付」(約3割)のほか、預貯金取り崩しや配当、家族の給与等によりまかなう等と回答した者が多い。



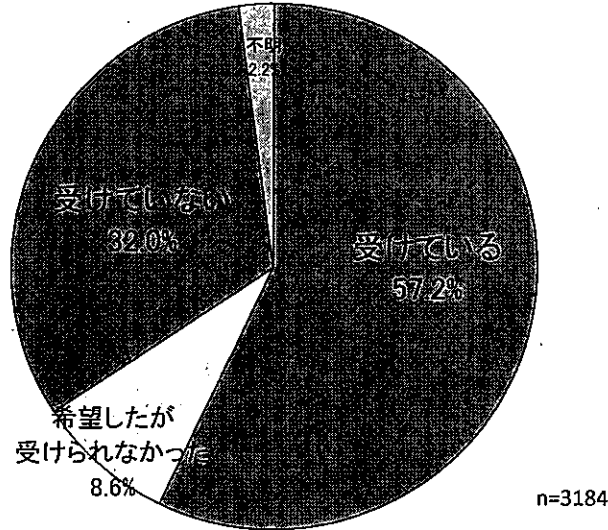
(17) 家計全体の現在の金融資産(預貯金、債券、株式及び投資信託)はどの程度ですか

→ 「なし」(約3割)の場合を含め、「家計全体の金融資産が100万円以下」と回答した者が約6割を占める。



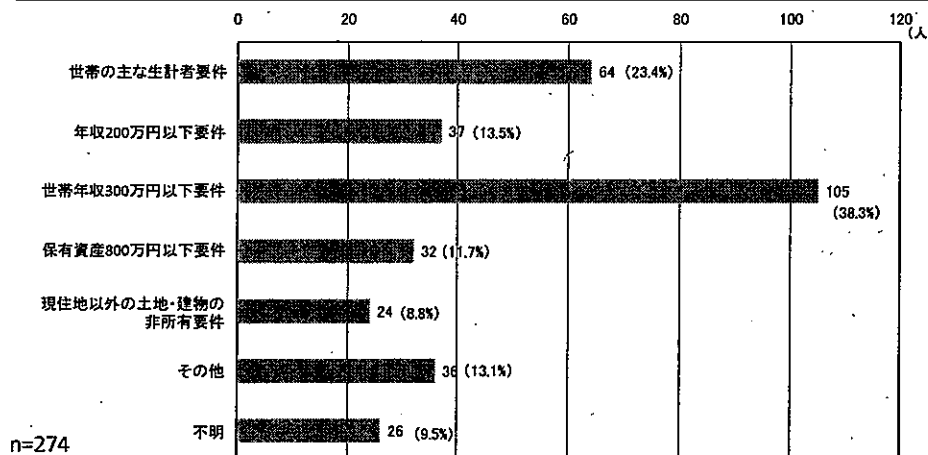
(18) 現在、訓練・生活支援給付を受けていますか

→ 訓練・生活支援給付を受けていると回答した者が約6割を占める。



(付問7) 訓練・生活支援給付が受けられなかった理由は、次のうちどの要件に該当しなかったためですか(複数回答)

→ 「訓練・生活支援給付を希望したが受けられなかった」と回答した者のうち、「世帯年収300万円以下」の要件に該当しなかったと回答した者が約4割、次いで「世帯の主な生計者」の要件に該当しなかったと回答した者は約2割に上る。



<PART 3 : 給付額について>

訓練・生活支援給付について

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乘せ)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※1 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。

また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

訓練・生活支援給付・受給資格認定者年齢別分布

(平成21年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	21年度計
単身	266	4,747	8,485	6,767	3,917	1,158	25,340
扶養者あり	14	1,230	4,071	4,110	2,025	651	12,101
計	280	5,977	12,556	10,877	5,942	1,809	37,441

※ 平成22年3月31日までの認定状況

(平成22年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	22年度計
単身	778	3,097	4,208	3,272	2,062	612	14,029
扶養者あり	15	707	2,073	2,049	1,092	341	6,277
計	793	3,804	6,281	5,321	3,154	953	20,306

※ 平成22年4月1日から5月25日までの認定状況

訓練・生活支援資金融資実施件数（平成21年8月～）

平成22年3月31日現在
(件、千円)

21年8月分		21年9月分		21年10月分		21年11月分		21年12月分		22年1月分		22年2月分		22年3月分		21年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
59	11,580	158	30,100	353	79,612	367	88,423	927	211,583	849	195,905	970	221,348	1,229	284,279	4,912	1,122,830

平成22年4月30日現在

22年4月分		22年度計	
件数	金額	件数	金額
1,488	377,040	1,488	377,040

訓練・生活支援資金融資実施状況(平成22年3月31日まで)

	件数	金額(千円)
北海道労働金庫	310	70,938
東北労働金庫	297	69,970
中央労働金庫	1,618	378,790
新潟県労働金庫	22	4,774
長野県労働金庫	46	11,360
静岡県労働金庫	53	11,010
北陸労働金庫	62	14,410
東海労働金庫	361	82,451
近畿労働金庫	993	209,548
中国労働金庫	300	67,169
四国労働金庫	102	26,750
九州労働金庫	618	144,660
沖縄県労働金庫	130	31,000
合計	4,912	1,122,830

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 自己都合離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,580円	6,290円
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

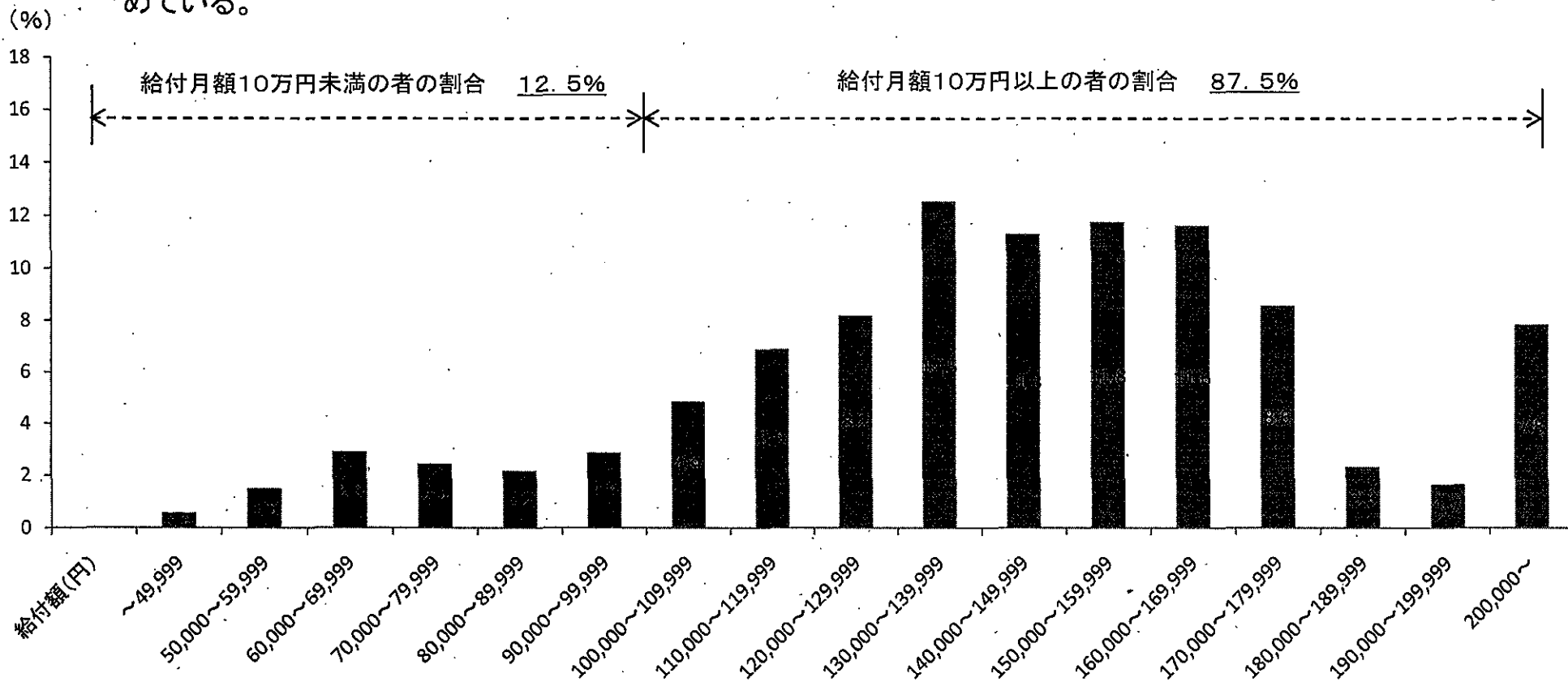
賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～11,680円	80～50%	3,232円～5,840円
11,680円～15,370円	50%	5,840円～7,685円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～10,470円	80～45%	3,232円～4,711円
10,470円～14,890円	45%	4,711円～6,700円

雇用保険受給者の1ヶ月当たりの給付額

〔雇用保険(基本手当)受給者の1ヶ月当たりの給付額をみると、月額10万円以上の者の割合が約9割を占めている。〕



(注1) 1ヶ月当たりの給付額は、基本手当の給付日額×30日。
 (注2) 平成22年3月の実績に基づき集計。

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者には、1日当たり基本手当日額に受講手当を加えた額が支給される。

※ 受講手当は訓練受講日のみ支給。これに加え、別途通所手当等が支給される。

例：最低賃金でフルタイム働いていた雇用保険受給者が公共職業訓練を受講した際に受ける1ヶ月分の給付額

○ 最低賃金で週5日、1日8時間働いた者の賃金日額は4074円

※ $713\text{円}(\text{最低賃金の加重平均}) \times 8\text{時間} \times 5\text{日}(\text{労働日数}) \div 7\text{日}(1\text{週間}) = 4074\text{円}$

○ 上記の者が失業した場合の基本手当日額は3253円

※ $\text{賃金日額}(4074\text{円}) \times \text{給付率}(\text{約}0.8) = 3253\text{円}$

○ 上記の者が公共職業訓練を受講した際に受ける給付総額は108590円

※ $\text{基本手当日額}(3253\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 108590\text{円}$

※ この他、通所手当等が支給される。

雇用保険制度における職業訓練の受講に関する主な手当

手当の名称	雇用保険制度における措置
①訓練延長給付	基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練を受けている期間（最長2年間）内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
②待期手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために待期している期間（上限90日間）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
③終了後手当	公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者で、当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認められるものについては、所定給付日数を超えて（30日から支給残日数を差し引いた日数が上限）基本手当を支給する。
④受講手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日について、日額500円を支給する（平成21年改正により、平成21年度から平成23年度までの3年間の暫定措置として、日額を+200円増額している）。
⑤通所手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練実施機関への通所のために要する交通費の実費（上限42,500円）を支給する。
⑥寄宿手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合には、月額10,700円を支給する。

最低賃金制度(水準)

制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未滿の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

最低賃金の水準は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

平成21年度の最低賃金の平均水準

加重平均時間額: 713円

参考: 最低賃金(加重平均時間額)でフルタイム働いた者が得る1ヶ月分の手取額

106447円

[$713円 \times 173.8時間(40時間/週 \times 52.14週/年 \div 12ヶ月)労働 \times 0.859(税・社会保険料を控除) \doteq 106447円$]

※税・社会保険料の控除割合として、中央最低賃金審議会平成21年度の第3回目安に関する小委員会提出資料の数字を使用し、便宜上計算したもの。

生活保護制度（水準）

制度趣旨

生活保護制度は、国が資産・能力等すべてを活用してもなお生活が困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施する制度であり、憲法25条に規定する最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

最低生活保障水準の具体的事例

I. 単身世帯【33歳】

(月額：単位：円)

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	84,990	65,870
住宅扶助(注1)	53,700	26,200
合計	138,690	92,070

II. 2人世帯【夫33歳、妻29歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	130,280	100,960
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	200,080	135,060

III. 3人世帯【夫33歳、妻29歳、4歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	162,170	125,680
児童養育加算	13,000	13,000
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	244,970	172,780

注1 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、3級地－2：八代市とした場合の上限額の例である。
 (住宅扶助の実績額は、1級地－1：約40,170円、3級地－2：約18,220円(平成20年被保護者全国一斉調査))

注2 上記額に加えて、医療扶助等として、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。